

平成 23 年 3 月
国税庁・国税局・税務署

今般の地震の被害を受けて避難をされている皆様へ

国 税 に 関 す る ご 相 談 等 は

被災者の納税地を所管する税務署以外の

最寄りの税務署でもお受けすることができます。

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の納税者の方につきましては、
国税に関する申告・納付等の期限の延長を行いました。

この他の地域に納税地のある方につきましても、交通途絶等により申告・
納付等が困難な方につきましては、期限延長が認められますので、状況が落
ち着いた後、最寄りの税務署にご相談ください。

還 付 金 の 支 払 に つ い て

すでに申告を行っている還付金の支払時期等の確認をされる場合は、最寄
りの税務署へお問い合わせください。

納 税 証 明 書 の 交 付 に つ い て

最寄りの税務署でも納税証明書交付申請書を受け付けていますので、ご相
談ください。

なお、納税証明書の交付まで多少の日数がかかる場合があります。

問い合わせ先・連絡先
佐久税務署 総務課 総務係
TEL 0267-67-3460
音声案内2（内線 12）